

新潟県条例第4号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係） （1）～（5）（略） （6）土木部関係					別表（第3条関係） （1）～（5）（略） （6）土木部関係				
	対象となる事務	名 称	区 分	金 額		対象となる事務	名 称	区 分	金 額
（略）					（略）				
34	<u>マンションの再</u>	建替え		（略）	34	<u>マンションの建</u>	建替え		（略）
の	<u>生等の円滑化</u>	マンシ			の	<u>替え等の円滑</u>	マンシ		
7	<u>に関する法律</u>	ョン容			7	<u>化に関する法律</u>	ョン容		
	（平成14年法	積率等				（平成14年法	積率特		
	律第78号）第	特例許				律第78号）第	例許可		
	<u>163条の59第1</u>	可申請				<u>105条第1項の</u>	申請手		
	<u>項の規定に基</u>	手数料				<u>規定に基づく容</u>	数料		
	<u>づく容積率又</u>					<u>積率の特例の</u>			
	<u>は各部分の高</u>					<u>許可の申請に</u>			
	<u>さの特例の許可</u>					<u>対する審査</u>			
	<u>の申請に対する</u>								
	<u>審査</u>								
（略）					（略）				
（6）の2～（9）（略）					（6）の2～（9）（略）				

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。